

福岡しんきん レポート2020

それいけ!
アンパンマン

©やなせたかし／フレーベル館・TMS・NTV



当金庫は、『それいけ! アンパンマン』をイメージキャラクターとして使用しています。

この街と生きていく

この街と、この街で暮らすあなたの夢をかたちにしたいから。

福岡しんきんは、これからもあなたの
いちばん身近なところでサポートし続けます。



CONTENTS

ご挨拶	2	営業のご案内
金庫概要	3	預金業務・証券業務など
トピックス	6	融資業務・サービス業務など
総代会	7	資料編
キーワード	10	開示項目
社会貢献	17	ネットワーク



理事長

安部 文仁

ご挨拶

盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

ここに福岡信用金庫の第96期(2019年度)事業概要と決算のご報告を申し上げます。

2019年度の我が国経済を振り返って見ますと、年末あたりまでは海外経済の減速を背景に輸出が弱含んで推移する中、個人消費の持ち直しや増加基調の設備投資などの内需が下支えし、緩やかな回復が続いておりましたが、年度終盤からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞等から景気が大幅に下押しされ、先行きが懸念されております。

金融面を見ますと、私共地域金融機関においては、一連の金融緩和政策により市場金利が低水準で推移する中、貸出し金利や有価証券利回りも依然として低下傾向にあって利ざやが縮小するなど、収益性の悪化が深刻化しております。

このような情勢のもと、私共は、信用金庫の原点である中小企業金融に徹し、お取引先と密接に対話し、その生産性の向上と活性化・再生に向け、コンサルティング機能を十分発揮することが、お取引先や地域経済の発展に資することになり、ひいては当金庫の適正な利益確保・経営の健全性維持にもつながるものと考えております。

2020年度は、福岡信用金庫の中期経営計画である『福岡しんきんクオリティアップ3ヶ年計画』の最終年度にあたり、当金庫の独自性・特性を発揮しながら、お取引先や地域の成長・発展等に資する取組みを一層推進していくことにより、地域社会における当金庫の存在意義を益々高め、地域の皆様のお役に立ち、必要とされる信用金庫であり続けたいと考えております。

ご承知のとおり、本店を置く福岡市は金融の激戦地ではありますが、九州の中枢管理機能都市としてさらなる発展と活況が期待されております。

そのような中で、私共は、創業以来の経営の基本方針である「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」ことを実践し、地域に根差した営業活動を積極的に展開する中で、円滑な金融仲介の役割を果たすよう努力して参ります。

末尾ながら、今後とも、地域の皆様のなお一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに益々のご健勝とご繁栄を祈念致しましてご挨拶とさせて頂きます。

2020年 7月
理事長 安部 文仁



提供:福岡市

金庫概要

基本
方針

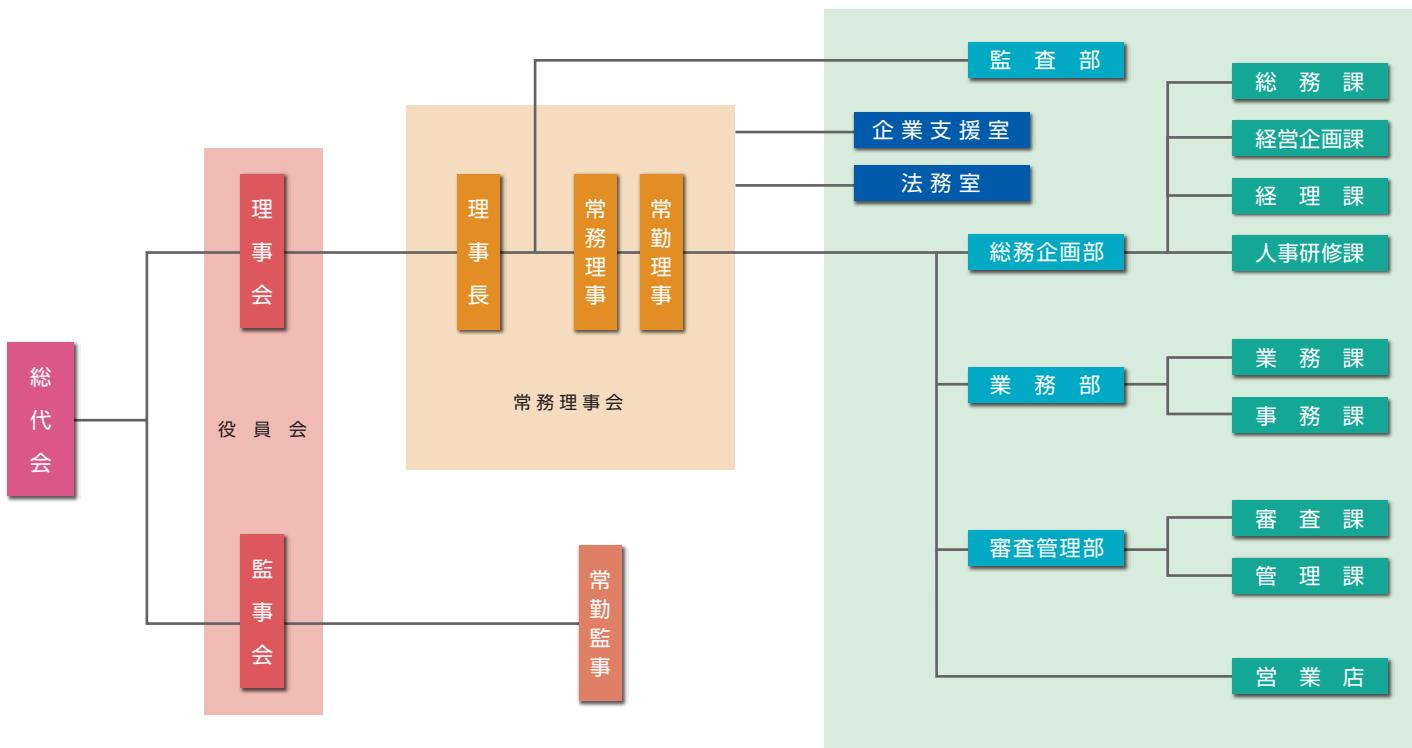
地域社会に奉仕しその繁栄に貢献する
信用を重んじ科学的経営を推進する
従業員の幸福増進と金庫の業績向上との一致を図る

当金庫概要 2020年3月31日現在

創業	大正14年9月8日	常勤役職員数	158人(役員6人・男子職員82人・女子職員70人)
出資金	6億68百万円	預金	1,102億1百万円
本店所在地	福岡市中央区天神1丁目6番8号	貸出金	756億67百万円
店舗数	15店舗		

役員 2020年6月27日現在

理事長	安部 文仁	常務理事	原口 裕一	常勤監事	吉村 政則
		常務理事	中津 好生	非常勤監事 (員外監事)	中原 義也
		常務理事	野見山 幸弘		
		常勤理事	山野井 裕治		
		非常勤理事	篠原 淳		
		非常勤理事	柴田 祐二		



金庫の主要な事業内容

1 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2 貸出業務

- (1)貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (2)手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引を取り扱っております。

3 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

5 附帯業務

- (1)代理及び媒介 信金中央金庫
- (2)代理業務 日本銀行歳入代理店、地方公共団体の公金取扱業務、(株)日本政策金融公庫等の業務の代理
- (3)保護預かり及び貸金庫業務 (4)有価証券の貸付 (5)債務の保証
- (6)公共債の引受 (7)公共債の窓口販売
- (8)保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
- (9)スポーツ振興くじの払戻業務 (10)電子債権記録業に係る業務

沿革

1925年 1月22日	福岡市信用組合として設立	2007年 12月	「福岡しんきんフリーローンモア」取扱開始
1925年 9月 8日	福岡市役所内に事務所を開設し創業 (初代組合長 立花小一郎 [第10代福岡市長])	2008年 4月	第三分野保険商品の窓口販売開始
1934年 2月	住吉支店開設 (2005年本店住吉出張所へ変更)	2008年 6月	カードのIC化と生体認証システム導入
1934年 4月	唐人町支店開設	2009年 6月	「医療保険」「ガン保険」の取扱開始
1938年 6月	本店新築	2009年 11月	「自動車保険」の取扱開始
1941年 5月	薬院支店開設	2009年 11月	「学資保険」の取扱開始
1941年 9月	停車場新道支店開設 (1959年博多駅前支店→1970年小林町支店→1987年博多南支店→1991年博多駅南支店へ名称変更)	2010年 2月	「標準傷害保険」の取扱開始
1942年 8月	保証責任福岡信用販売購買利用組合と合併	2010年 5月	「福岡しんきんフリーローンモア」インターネットによる申込開始
1942年 11月	鳥飼信用組合と合併	2010年 6月	「地域金融円滑化のための基本方針」公表
1945年 6月	福岡空襲により本店全焼 (渡辺通5丁目にて営業再開)	2011年 2月	「金融円滑化管理方針」公表
1949年 8月	西新支店開設(1968年藤崎支店へ名称変更) (2009年藤崎出張所へ変更)	2011年 3月	「ライフ・サポートローン」取扱開始
1950年 10月	大学前支店開設 (1959年箱崎支店→1964年馬出支店へ名称変更)	2011年 11月	(インターネットによる申込開始)
1951年 10月	信用金庫法に基づき信用金庫へ改組 (初代理事長 西嶋徳四郎)	2012年 1月	「ペット保険」取扱開始
1952年 6月	大浜支店開設(1987年博多北支店へ名称変更)	2012年 7月	「クローバーしんきんグループ」発足
1958年 10月	六本松出張所開設 (1962年六本松支店へ名称変更)	2013年 2月	「福岡しんきんスピードローン『はやわざ』」取扱開始
1958年 12月	福岡市信用金庫から福岡信用金庫へ名称変更	2013年 9月	福岡県「子育て応援宣言」に登録
1959年 10月	本店新築	2013年 11月	「しんきん合同商談会」出展企業募集開始
1968年 8月	井尻支店開設	2014年 2月	東日本大震災義援金受付開始
1970年 11月	香椎支店開設	2014年 3月	九州北部13信用金庫による
1971年 4月	福博信用金庫と合併 福博信用金庫本店を姪浜支店に名称変更、 同西新支店(1952年開設)を西新支店とする	2014年 11月	「しんきん合同商談会」開催
1971年 12月	中尾支店開設	2012年 1月	カードローン「アシスト」取扱開始
1973年 10月	春日市収納代理金融機関に指定される	2012年 7月	(インターネットによる申込開始)
1974年 12月	日本銀行と当座取引開始	2013年 2月	事業地区を福岡県一円に拡張
1976年 12月	七隈支店開設	2013年 9月	「でんさいネット」サービス開始
1985年 2月	野芥支店開設	2013年 11月	本店住吉出張所を本店へ統合
1987年 9月	福岡合同庁舎に共同CD設置	2014年 2月	職域サポート契約「アドバンス」の取扱開始
1990年 9月	新本店竣工(10月1日開店)	2014年 5月	法人向けローン「ビジネスアシスト」取扱開始
1994年 11月	千隈支店開設 (2005年野芥支店に統合)	2014年 12月	当金庫イメージキャラクターに 「それいけ! アンパンマン」を採用
1996年 6月	福岡市収納代理金融機関より福岡市指定代理 金融機関に指定される	2015年 3月	薬院支店リニューアルオープン
1998年 8月	福岡市公募債縁故債引受機構に加入	2015年 4月	福岡・佐賀・長崎の5金庫合同
2000年 4月	大野城市収納代理金融機関に指定される	2015年 10月	「シニア人材マッチング」開催
2001年 3月	スポーツ振興くじ(toto)当選金払戻業務取扱開始	2015年 11月	4金庫の合同研修会を実施
2001年 4月	損害保険商品の窓口販売開始	2015年 12月	創業90周年記念オリジナルロゴマーク使用開始
2002年 10月	生命保険商品の窓口販売開始	2016年 4月	日本CIS認定協会マナーアップセミナー実施
2003年 7月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とATM提携開始	2016年 11月	「フリーローンNEO」取扱開始
2005年 1月	お客さまなんでも相談室「親近館」を本店に開設	2017年 7月	「創業90周年記念イベント
2006年 10月	「子育て積金」「子育て教育ローン」取扱開始	2017年 10月	ファミリーミュージカル「ブレーメンの音楽隊」開催
2007年 6月	「福岡しんきんTKC経営者ローン」取扱開始 印鑑照合システムの導入	2018年 11月	福岡信用金庫オリジナルCM完成
		2019年 4月	平成28年熊本地震災害義援金受付開始
		2019年 10月	「フリーローン オッショイ!」取扱開始
		2020年 2月	福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村及び田川郡添田町に おける災害義援金受付開始
			六本松支店リニューアルオープン
			リトル・ママフェスタ×福岡しんきんin天神ツインビル 開催
			「豪華客船飛鳥Ⅱで巡るしんきんリレークルーズ」開催
			令和元年台風第19号災害義援金受付開始
			唐人町支店 西新支店内へ移転

～地域とのふれあい～

TOPICS

■1年でのできごと

2019
年

4月 20日 「豪華客船飛鳥IIで巡る
しんきんリレーカルーズ」開催
(4月20日出港、同24日帰港)

5月 4日 博多どんたく松囃子 参加

6月 3日 「あじさい定期預金」発売
(2019年7月31日終了)

6月 14日 「信用金庫の日」
街頭献血運動
店舗周辺の清掃活動実施

6月 26日 第95期通常総代会を開催

7月 1日 博多祇園山笠 参加

11月 1日 「冬のHOT定期預金」発売
(2019年12月30日終了)

11月 7日 第5回しんきん合同商談会 開催

12月 7日 歳末たすけあい街頭募金活動
餅つき大会

12月 24日 「しんきんバンキングアプリサービス」取扱開始

2020
年

2月 3日 「ステップ定期預金」発売
(2020年5月29日終了)

2月 25日 唐人町支店 西新支店内へ移転



△博多祇園山笠



△博多どんたく

▼豪華客船飛鳥IIで巡る
しんきんリレーカルーズ



△歳末たすけあい街頭募金活動



△店舗周辺の清掃活動実施



△第5回しんきん合同商談会

総代会

総代会は会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

第96期 通常総代会決議事項

2020年6月26日に開催された第96期通常総代会において右記の議案が決議されました。

- 第1号議案：令和元年度剩余金処分案承認の件
- 第2号議案：理事選任の件
- 第3号議案：役員退職慰労金に関する件

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要な事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより

選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

会員数

単位:名

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
会員数	11,281	11,315	11,402
(内法人)	2,953	3,001	3,104
(内個人)	8,328	8,314	8,298

総代の任期・定数と選任方法

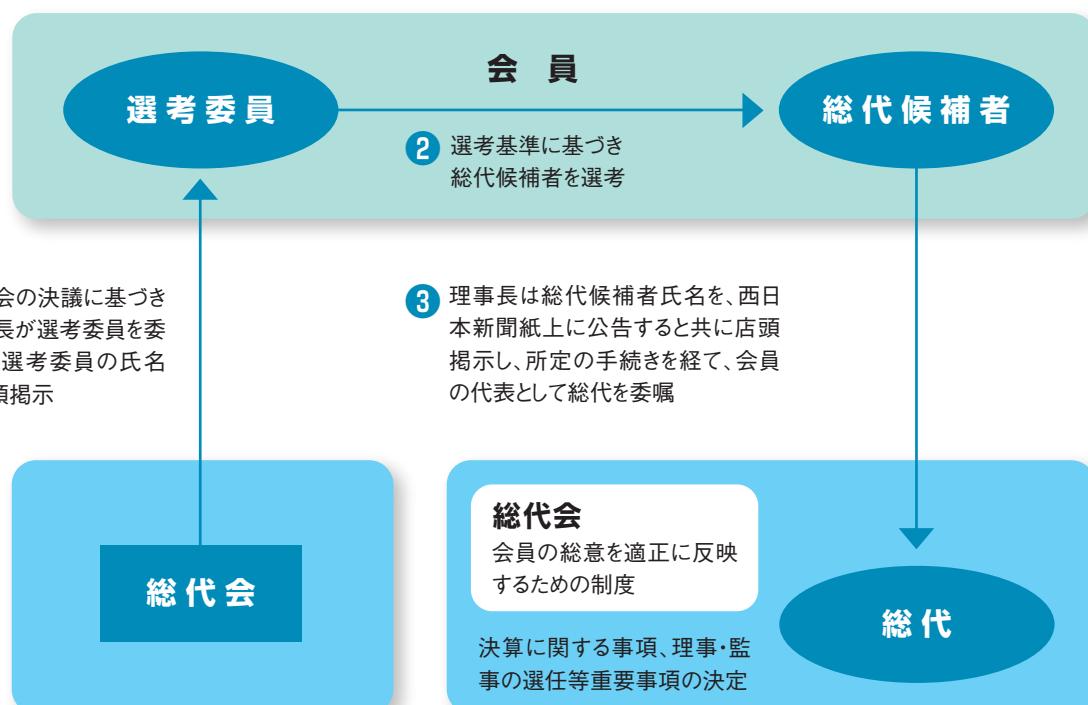
1. 総代の任期は3年、定数は90名以内です。

総代の在任期間は、3期9年または満70歳に到達後の任期満了を限度としております。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任しております。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考
- ③ その総代候補者を会員が信任
(異議があれば申し立てる)



■総代候補者選考基準

資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・総代選任時満70歳未満であること

適格要件

- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
- ・人格、識見にすぐれ、当金庫の発展に寄与できる方
- ・当金庫の理念・使命をよく理解し、当金庫との緊密な取引関係を有する方

■総代名簿(敬称略・順不同)

2020年6月30日

お名前の記載につきましては、個人情報保護法に基づき総代の皆さまから、ご承諾をいただいております。※氏名の後の数字は総代への就任回数

第1区 福岡市(中央区・南区・城南区)

末松 大和 ④ 赤星 敬一 ④ 中島 哲博 ③ 稲富 千里 ③ 栗原 直樹 ③ 齊藤 洋一 ④ 福田 賢和 ④ 林田 三郎 ④

姉川 正美 ⑦ 溝江 尚元 ④ 柴田 英年 ④ 藤野 智哉 ③ 吉田由利子 ③ 玉井 秀明 ③ 岡 徳博 ⑦ 林 勇治 ④

西村 明雄 ④ 家迫 崇史 ③ 山口 孝則 ③ 緒方 浩美 ③ 中川原 潤 ② 森田 浩二 ② 平岡 久朗 ② 若菜 真一 ②

松隈 秀俊 ② 西村 真也 ② 大熊 秀二 ② 葛原 和長 ② 井上 貴博 ② 禅院 祥子 ② 吉村 修一 ② 橋本 一秀 ②

竹内 恵子 ②

第2区 福岡市(博多区・東区)

松井喜久治 ③ 木村 明弘 ④ 森谷 大行 ③ 中牟田 巍 ③ 上野 正美 ③ 徳満 亮一 ③ 松田 秀敏 ④ 茂末 新二 ③

宮崎雄之助 ③ 森 英鷹 ⑩ 森 泰寿 ④ 増田 貴久 ③ 上田 僚博 ③ 秋山 俊幸 ② 坂本 正孝 ② 松岡啓一郎 ②

安田香央里 ② 小口 幸士 ② 宮崎 祐一 ②

第3区 福岡市(早良区・西区)・糸島市

新島 三行 ④ 小串 豊 ③ 服部 準 ③ 林 宗一 ⑩ 才所 安隆 ③ 高山 嘉哲 ③ 村上耕志郎 ③ 須田 征司 ③

藤嶋 義典 ⑬ 鳥巣 黙 ⑦ 宮崎 正百 ⑦ 杉本 新二 ④ 指山 耕一 ③ 長島 正和 ④ 一村 隆茂 ③ 久我 隆 ②

柳谷 博司 ② 平野 哲 ② 福ヶ迫重盛 ② 大川孝太郎 ② 神田 久寿 ② 楠 伸一郎 ② 野田 弘之 ②

第4区 その他の地区 春日市・大野城市・筑紫野市・宗像市・太宰府市・古賀市・福津市・那珂川市・粕屋郡

山下 和則 ⑧ 市川 善彦 ⑩ 石橋 英登 ④ 末森 茂 ④ 小林 儀市 ④ 清水 深 ④ 山根 正三 ② 森 繁幸 ②

若杉 優 ②

<総代の属性別構成比>

※業種別の構成比は、法人代表者、個人事業主に限る。

職業別	法人代表者94%、個人事業主3%、個人3%
年代別	70代以上0%、60代36%、50代39%、40代以下25%
業種別	製造業6%、建設業44%、卸・小売業9%、不動産業13%、飲食業5%、その他23%

計84名 ●第1区33名 ●第2区19名 ●第3区23名 ●第4区9名



クローバーしんきんグループ

クローバーしんきんグループの活動

「クローバーしんきんグループ」は、福岡・筑豊地区の4金庫（飯塚・遠賀・田川・福岡）を構成メンバーとして、2010年6月1日に発足しました。

私たちは、加盟各金庫の独自性を尊重しつつ、相互の連携を深めていくことにより、場合によっては、1金庫ではなしえない総合的金融サービスを提供させていただき、地域の経済、社会に貢献することを目指しています。



シンボルマーク
豊穣の象徴の四つ葉のクローバーと幸運の象徴のてんとう虫で、4つの信用金庫とその連携・協力を表現。

クローバーしんきんグループの取組み状況

■商品の共同開発と販売

①「ペット保険」

ペットの医療負担軽減のため「ペット保険」の取扱いを2010年10月に開始いたしました。

②「協調融資」

それぞれの金庫単独では応じがたい大規模の需要について、協調融資による対応を推進していきます。

■地域の中小企業との連携強化

①「福岡県中小企業家同友会との連携」

4地区における中小企業の経営者との定期的な交流会を重ねながら、それぞれの視点で現場における問題点等をとり上げ、問題解決に向けての意見交換を進めてまいります。

■その他

①「支店長合同業務研究会の定期開催」

「理事長意見交換会」および各金庫役員による「役員意見交換会」に加え、グループ内における営業手法などの共有化を目指し、「支店長合同業務研究会」を開催しております。

②「物品等の共同調達」

ポスター・チラシ等の共同調整を行うほか、その他の物品についても、逐次共同調達を進めています。



△ ペット保険

KEYWORD

地域の皆さまから信頼され、健全で堅固な金融機関であり続けるための、私たちの取組みです。

福岡しんきん地域密着型金融の取組みについて

当金庫の地域密着型金融の取組みにつきましては、2003年3月に金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が発表され、当金庫も2003年度、2004年度を「集中改善期間」とし、2005年度、2006年度は、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき、福岡市及び周辺地域の中小企業、特に小規模事業者の方々の本業支援による健全な育成・再生に更に寄与すると共に、地域利用者の方々の満足度向上を目指して経営に努めてまいりました。

2016年9月には、金融庁から「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、金融機関はベンチマークへの積極的な取組みを通じ、金融仲介機能を発揮し、地域の皆さまの発展や活性化に貢献することが求められています。

今後も地域の成長・発展等に資する取組みの推進により、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指してまいります。福岡しんきん地域密着型金融は、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」とし、推進いたします。

●当推進の進捗状況(要約)については、当金庫のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス
<https://www.fukuoka-shinkin.co.jp>

福岡しんきん経営方針

- 支援先・営業基盤の強化
- 経営力・内部態勢の強化
- 組織力・人材力の強化
- つなぐ力・総合力の強化

地域密着型金融推進の取組方針

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

- 創業・新事業支援
- 成長支援
- 事業承継支援
- 経営改善支援

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底

- 事業性評価の重視、目利き力向上の強化
- 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進
- 課題解決型金融の推進

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- 地域の面的再生への積極的参画
- 多様な金融サービスの提供
- 地域活性化につながるサービスの提供

地域貢献

当金庫は、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置付けて態勢強化に努めております。

当金庫は、コンプライアンス態勢の確立のために、「福岡信用金庫倫理綱領」「倫理法令遵守の基本方針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」等を整備し、研修や自主勉強会を通じてその内容の周知徹底に努めています。

信用金庫業務を通じて地域社会に貢献し続けるためには、コンプライアンス態勢の確立は不可欠と認識し、以下の諸施策を実施しております。

コンプライアンスの具体的な実践計画を定めた「コンプライアンスプログラム」を各年度毎に策定し、事業計画に組み込んでいます。本部にコンプライアンス統括部署を置き担当業務を明

確にすると同時に、各部署にコンプライアンス責任者及び担当者を配置して集合研修や部署別研修の実施等コンプライアンス活動を推進しております。

また、監査部の監査項目にコンプライアンスに関する項目を盛り込み、法令等遵守態勢が適正に機能しているかをチェックし、指導しております。お客さまからの苦情や要望等についても、本部統括部署に報告する態勢を整えて対応しております。

当金庫は、今後もコンプライアンスに関する体制、規程、研修方法等について、継続的に見直しを実施し、役職員一体となってコンプライアンスに取り組んでまいります。

福岡信用金庫倫理綱領

福岡信用金庫は、協同組織金融機関として地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために本倫理綱領を定める。

- ①信用金庫の社会的使命と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- ②地域社会の発展を常に考え、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供に努め、顧客満足度の充実を図る。
- ③あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して違背することのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- ④経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
- ⑤従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- ⑥社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断じて排除する。
- ⑦信用金庫が社会の中において存続・発展し得る存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「よき企業市民」として積極的に社会貢献活動に取り組む。

反社会的勢力に対する基本方針

福岡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報の保護に関する体制

インターネットの急速な普及等による高度情報社会の出現により、社会のあらゆる面で個人の情報が、日常的かつ一般的に流通し、行政機関や企業に集積され、重層的に活用されるようになっています。このような状況下で、個人は、高度なサービスを享受できる反面、自己の情報が漏洩したり、本来の目的とはか

け離れた利用がなされる等、その権利が著しく侵害される危険性に直面しています。

そこで、2005年4月1日、個人情報の有用性と個人の権利利益のバランスを図ることを目的とした「個人情報保護法」が、全面施行されました。

当金庫は、2005年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに則して、「個人情報の保護と利用に関する規程」「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」「個人情報安全管理規程」「個人データ安全管理取扱規程」「個人情報開示請求等取扱要領」「個人情報の漏洩事案等への対応要領」を制定しております。

以下に当金庫の「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を掲載します。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

2018年1月1日 福岡信用金庫

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2.個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

●当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

●お客様の個人情報は、

①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

●当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

●お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A.個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療または犯罪歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.個人番号の利用目的

①出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
⑧預金口座付番に関する事務のため
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクトマーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクトマーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の個人情報に関するご相談窓口までお申出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4.個人情報等の開示・訂正等・利用停止等について

●お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたらうえで、遅滞なくお答えします。

●お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正・追加・削除または利用停止・消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

●お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いただきます。
●以上のおおり、お客様に関する情報の開示・訂正等・利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5.個人情報の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい・滅失・または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

個人情報に関する
ご相談窓口

福岡信用金庫 総務企画部 総務課
住所:〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6番8号
電話:092-751-4732 FAX:092-751-4838
Eメール:soumuka@fukuoka-shinkin.co.jp

リスク管理体制

金融の自由化、国際化、金融技術の発展などにより、金融機関の業務はますます多様化し、飛躍的に拡大しています。一方で金融機関を取り巻くリスクも複雑化、多様化し、量的にも増大して

います。当金庫では経営の健全性を維持するため、従来以上に適切なリスク管理を強化し、金融環境の変化に柔軟に対応できる管理体制の確立に努めています。

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、資産の健全性維持のため、貸出審査部門と営業推進部門を分離する体制をとり、貸出取引については、個別案件毎に厳格な審査を行っているほか、与信集中・大口貸出防止のため「貸出審査会」を隨時開催し、信用リスク管理に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことと、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。

当金庫においては、預金等の資金調達と貸出金等の資金運用についての金利動向を把握し、金利変動があっても安定した収益を維持できるよう資産・負債のバランスを取りながら効率的な資金運営に努めています。

事務リスク

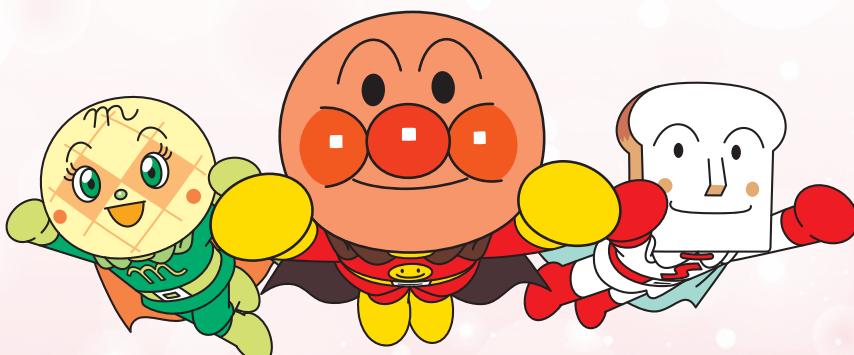
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、事務ミスや事故防止のため、内部事務取扱規程等の改定・整備、事務機器等の更新に加え、年間スケジュールによる事務研修・勉強会の実施等により職員の事務処理能力の向上に努め、事務の正確性を確保するとともに、監査部が営業店に対し臨店監査を実施する一方、営業店においても毎月店内検査を実施し、事務リスク管理や事故の未然防止に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、しんきん共同センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、災害時の対応、コンピュータウィルス対策、システムの安全管理等各システムのバックアップには万全の体制で対応しているほか、サイバーセキュリティも重要な事項と捉え、対応しています。



©やなせたかし／フレーベル館・TMS・NTV

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務企画部総務課で受け付けています。

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の連絡先へお申し出ください。

申出窓口等	各営業店の窓口・電話・手紙・FAX・Eメール
所 在 地	<ul style="list-style-type: none"> ・各営業店の所在地(ホームページに掲載) ・総務企画部 総務課の所在地 福岡信用金庫 総務企画部 総務課 〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6番8号
電 話 番 号	<ul style="list-style-type: none"> ・各営業店の電話番号(ホームページに掲載) *受付時間：9:00～17:00(当金庫営業日) ・総務企画部 総務課の電話番号 092-751-4732 *受付時間：9:00～17:00(当金庫営業日)
F A X	<ul style="list-style-type: none"> ・各営業店のFAX番号(ホームページに掲載) ・総務企画部 総務課のFAX番号 092-751-4838
E メ ー ル	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画部 総務課のEメールアドレス soumuka@fukuoka-shinkin.co.jp

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4.当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務企画部総務課にご相談ください。

申出窓口等	全国しんきん相談所 (一般社団法人 全国信用金庫協会)	九州北部地区しんきん相談所 (一般社団法人 九州北部信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-10-4
電 話 番 号	03-3517-5825	092-481-8815
受 付 日 時 間	月～金 (祝日、その他信用金庫の休業日を除く) 9:00～17:00	月～金 (祝日、その他信用金庫の休業日を除く) 9:00～12:00／13:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5.福岡県弁護士会のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務企画部総務課または前記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

■福岡県弁護士会紛争解決センター等

名 称	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12(南天神ビル2階)	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2(北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 (筑後弁護士会館内)
電 話 番 号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受 付 日 時 間	月～金曜日 9:00～19:00 土日祝日 9:00～13:00	月～金曜日 9:30～12:00、 13:30～15:30	月曜日 10:00～11:30、13:00～16:00 火・木曜日 13:00～16:00、17:30～19:00 水曜日 10:00～11:30、13:30～16:00 金曜日 10:00～12:30、13:00～16:00 毎月第3土曜日 13:30～15:00

6.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務企画部総務課にお尋ねください。

■東京弁護士会等

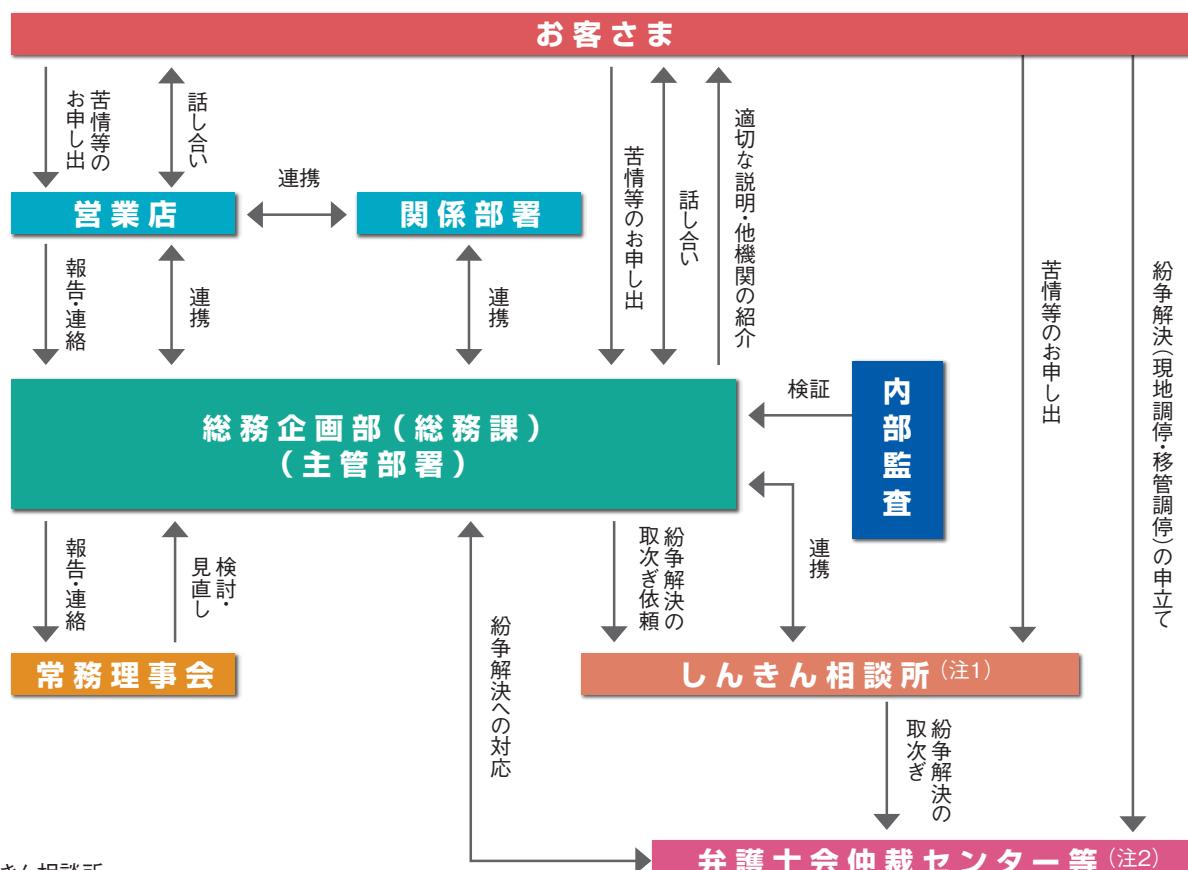
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

7.当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務企画部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務企画部総務課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務企画部から行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所や九州北部地区しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10)苦情等への取組体制



(注1)しんきん相談所

全国しんきん相談所／九州北部地区しんきん相談所

(注2)弁護士会仲裁センター等

福岡県弁護士会紛争解決センター等／東京弁護士会紛争解決センター／第一東京弁護士会仲裁センター／第二東京弁護士会仲裁センター

社会貢献～地域貢献～

当金庫の地域経済活性化の取組みについて

当金庫は、福岡市を主な営業エリアとして、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

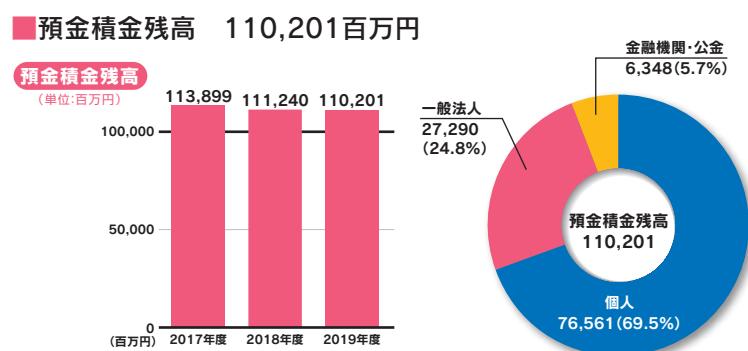
地域のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小・小規模企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫は地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただいております。お客さまの子育てを応援する「子育て積金」など、お客さまの大切な財産の運用を安全かつ、確実に行い、気軽にご利用いただけますよう、各種預金を取り揃えています。

詳細は、本誌19・20ページをご覧ください。

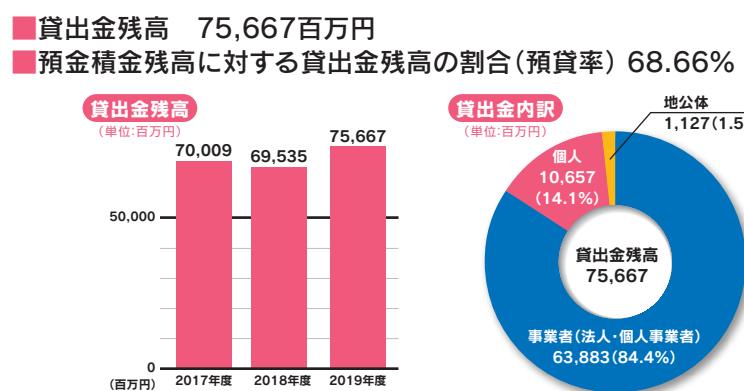


貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

お客さまからお預かりした預金積金は、お客さまのさまざまな資金ニーズにお応えし、地域の中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いをすることが、当金庫の大切な使命と考え、円滑な資金を供給する形で、お客さまや地域社会へ還元を行っております。

また、貸出金につきましては小口多数の原則を心がけております。

当金庫が取り扱っております商品や貸出金残高等は、本誌21・32~34ページをご覧ください。



2019年度の決算に関する事項

『福岡しんきんクオリティアップ3ヶ年計画』の2年度目にあたり、当金庫の独自性・特性を発揮しながら、「存在感・信頼度・好感度・一体感」を一層高めることを重点戦略に掲げ、収益性の改善に向け、積極的な営業活動に取り組んでまいりました。その結果、期末貸出金残高は756億円(前期比61億円、8.82%増加)、期中平均残高は707億円(前期比12億円、1.78%増加)、期末預積金残高は1,102億円(前期比10億円、0.93%減少)、期中平均残高は1,154億円(前期比47億円、3.95%減少)となりました。

収益面においては、有価証券運用関係収益の増加や役務損益の改善などはあったものの、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少や店舗の移転・改修関係経費の増加に加え、

貸出金償却や貸倒引当金等の信用コストの増加などから、2019年度の当期純利益は前期比109百万円減益の146百万円となりましたが、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は、7.49%と国内基準4.00%を大きく上回っております。

なお、店舗運営において、地域における再開発事業に協力するため唐人町支店を移転し、西新支店内の店舗内店舗として営業を継続することとしました。

福岡市に本店を置く唯一の信用金庫として、創業以来の経営の基本方針である「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」ことを目標に、地域に根差した営業活動を積極的に展開し、地域になくてはならない信用金庫であり続けるよう役職員一同全力を尽くしてまいります。

中小企業者の方々への経営支援等

当金庫の主な営業エリアである福岡市においては、近年旺盛なインバウンド需要に支えられサービス業を中心に活況を呈しておりましたが、新型コロナウイルスによりほぼ全業種に影響が出始めております。

このような中、当金庫は地域金融機関として、常に地域及び中小企業を支え、地域と共に成長・発展に向けて、コンサルティング機能を発揮しながら、地域のお客さまを支える事が求められています。

当金庫では、信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき、信用金庫ならではの独自性・特性を更に発揮しながら、4つの重点戦略である「存在感・信頼度・好感度・一体感」を一層高めることを通じ、お客様の課題やニーズを踏まえた最適なソリューションの提供を積極的に行ってまいります。

また、当金庫では、お取引先企業者の方々の経営支援・健全な育成強化を目的として、2004年1月に「企業支援室」を設置し、2013年3月には、福岡財務支局と九州経済産業局から中小企業の経営を支援する経営革新等支援機関に認定されました。

中小・小規模企業者の方々の経営改善・健全な育成を通じ、地域経済の活性化と雇用の維持拡大のために、経営(改善)

計画書の策定支援、計画の実行支援、金融支援等、これからも金融仲介機能の発揮に取り組んでまいります。

●税務相談

毎月18日、本店のお客さまなんでも相談室「親近館」において税務相談を開催しています。

●経営相談

当金庫は、中小企業診断士等外部専門家と連携して「専門家派遣による経営相談」を行っております(事前予約制)。相談内容に応じた専門家に年間3回まで無料で相談できます。

●情報提供活動

信用金庫業界を結んだネットワークを利用した情報提供活動を行っています。

●交流・親睦

各支店において、校区夏祭りや花火大会・灯明まつり等の地域イベントへ参加・協賛しています。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項目	2019年度
新規に無保証で融資した件数	299件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.94%
保証契約を解除した件数	18件
経営者保証に関するガイドラインに基づく 保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

文化的・社会的貢献に関する事項

教育・文化活動

- 福岡県子育て応援企業に登録

地域行事

- 博多どんたく
(本店にて稚児舞・博多松囃子・三福神慶祝)
- 「博多祇園山笠」協賛

環境保全活動

- グリーンボンドへの投資

環境保全活動への取り組みの一環として、2019年度にグリーンボンド(社債)への投資を行いました。

グリーンボンドとは、社債を発行して得る資金を再生可能エネルギー事業などの地域環境への貢献が期待されるプロジェクト(適格グリーンプロジェクト)に限定する普通社債です。

福祉活動

- 信用金庫の日(毎年6月15日)
献血運動・清掃活動
- 東日本大震災義援金受付
- 熊本地震災害義援金受付
- 福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村における災害義援金受付
- 歳末街頭募金活動、餅つき大会
- 令和元年台風第19号災害義援金受付



▲博多祇園山笠

▼餅つき大会



▼ 信用金庫の日
(清掃活動)



営業のご案内

預金業務・証券業務など

お客様の貯蓄ニーズに応えて、生活設計や企業経営を応援する新商品を提供していきます。

ほほえみ年金定期預金

〈取扱期間〉

2020年4月1日(水)～
2021年3月31日(水)

※期間限定商品です。

■お預け入れ期間 1年(非継続式)

■お預け入れ金額

ほほえみ1／おひとり様10万円以上100万円以下
ほほえみ2／おひとり様10万円以上500万円以下



あじさい定期預金

〈取扱期間〉

2020年6月1日(月)～
2020年7月31日(金)

※期間限定商品です。

■お預け入れ期間 1年(自動継続)

■お預け入れ金額 10万円以上500万円以下



福岡しんきんのICキャッシュカード

●偽造やスキミング(不正な読み取り)が困難なように「ICチップ」を登載し、より安全性を高めたキャッシュカードです。

●当金庫のカードは「ICチップ」と「磁気ストライプ」の両方の機能を有する併用型カードです。



©やなせ・F・T・N

ステップ定期預金

〈取扱期間〉

2020年2月3日(月)～

2020年4月30日(木)

※2020年5月29日(金)まで販売延長

※期間限定商品です。

1年の自動継続式定期預金です。2年目以降も継続してお預け入れいただく場合、段階的に適用金利が変わります。

■お預け入れ期間 1年(自動継続)

■お預け入れ金額 10万円以上500万円以下



あなたの子育てを 子育て積金



©福岡信用金庫

様

©やなせ・F・T・N

18歳以下の子供もしくはお孫さまがいらっしゃる方

■お預け入れ期間 1年～5年

■お預け入れ金額 毎月10,000円以上(1,000円単位)

定期性総合口座

必要時に定期預金と定期積金の掛け額の90%、または最高300万円のうちいずれか少ない金額まで自動的に融資がご利用できます。



©やなせ・F・T・N

■お預け入れ期間

○普通預金:出し入れ自由 ○定期預金:3・6ヶ月・1年～5年 ○定期積金:1年～5年

■お預け入れ金額

○普通預金:1円以上 ○定期預金:10,000円以上(初回のみ30,000円以上) ○定期積金:1,000円以上

■預金業務

種類	内容	預け入れ期間	預け入れ金額
定期性総合口座	必要時には定期預金と定期積金の掛け額の90%、または最高300万円のうちいずれか少ない金額まで自動的に融資がご利用いただけます。		
普通預金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど、日常のお財布代わりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	すべて自動継続扱いで、たいへん便利です。	3ヶ月・6ヶ月・1年～5年	10,000円以上 (初回のみ30,000円以上)
定期積金	すでにご利用の定期積金もセットできます。	1年～5年	1,000円以上
貯蓄預金	個人のお客さまがご利用できます。余裕資金を有利に運用できます。	出し入れ自由	1円以上
30万円型	普通預金と同じように自由にお引き出しきできますが、1ヶ月あたり5回を超えると手数料がかかります。		
大口定期預金	金融市場の金利動向に応じて金利が決められ、大口資金の運用にご利用いただけます。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	自由金利の定期預金。お手持ちの大切な預貯金をより有利にふやせます。 3・4・5年ものは、半年複利でさらに有利。	1ヶ月以上5年以内	100円以上
自由金利型 期日指定定期預金	お預け入れ後1年経過すると、1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しへれます。	最長3年(据置期間1年)	100円以上300万円未満
変動金利定期預金	お預け入れ日から6ヶ月ごとに利率が変動する定期預金です。どなたでもご利用いただけます。ただし期間3年の複利型は個人の方のみご利用いただけます。	1年以上3年以内	100円以上
財形預金	勤務先の財形制度を通じて財産づくりができます。 給与天引き積立てですから、無理なく貯められます。		
一般財形預金	貯蓄目的は自由です。1年複利であり、必要に応じて自由にお引き出しができます。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	財形住宅預金と合計して550万円まで非課税。年金資金を貯める預金です。	5年以上	
財形住宅預金	マイホーム取得や増改築のプランとしてご利用いただけます。 財形年金預金と合計して550万円まで非課税。	5年以上	
自由金利型定期積金 (スーパー積金)	計画貯蓄に最適です。市場金利などの変動に伴い適用金利が決定されます。	1年～5年	1,000円以上
譲渡性預金(NCD)	まとまった資金を運用できる預金です。満期日以前に譲渡もできます。	2週間以上2年以内	5,000万円以上

その他 ●当座預金 ●普通預金 ●決済用普通預金 ●通知預金 ●納税準備預金

■証券業務等

種類	内容	購入金額
国債等公共債 窓口販売	個人向け国債、福岡市公募公債の取扱を行っております。	10,000円以上

営業のご案内

融資業務・サービス業務など

お気軽に
ご相談ください

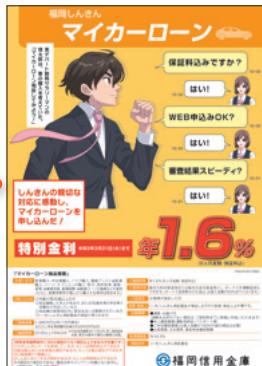
お客さまのニーズやライフプランにあわせた
各種ローンおよびサービスをご用意しています。

融資業務

住宅ローン



マイカーローン



お取引先企業さまの福利厚生に



職域サポート制度アドバンスとは、当金庫が事業所と合意のうえ、従業員さまの福利厚生や取引深耕を目的として当該事業所の従業員さまに対して各種ローンの金利優遇等を行う制度です。

※特別金利キャンペーンで取扱中。

フリーローン



目的ローン



お使い道に合わせた
ラインナップ。

※いろいろな場面でお客さまの生活をパックアップいたします。

■各種ローンのご案内

●住宅ローン、リフォームローン

ご自宅の新築、購入、増改築等リフォーム資金に、または他金融機関からのお借り換えにもご利用いただけます。

●フリーローン

お使いみち自由。お借り換えにもご利用いただけます。

●マイカーローン

マイカー購入、修理、免許取得、車検費用などにご利用いただけます。

●カードローン

思わず出費にも限度額範囲内であればカード1枚でATMからご利用

いただけます。

●教育ローン

お子さまの入学・進学資金にご利用いただけます。

●職域サポートローン

○職域サポート制度「アドバンス」を導入した事業所に働く経営者さま・従業員さまが必要な資金にご利用いただけます。

○職域サポート制度「アドバンス」を導入した事業所の従業員さま限定の商品説明会を開催させていただくことも可能です。担当者へのご連絡をお待ちしております。

■事業資金融資のご案内

手形割引
手形貸付
証書貸付
当座貸越

皆さまのご事業の発展にお役立て下さい。(運転資金、設備資金)また、福岡市、県などの低金利制度融資、国などの代理貸付もご用意しています。



商品ご利用にあたっての留意事項

金融機関の商品には変動金利商品のように金利が上下する商品や、繰上げ完済による繰上げ完済手数料を求める商品、また保証会社を保証とする融資にはお利息のほか、保証料が必要となる場合等がございます。お申し込みの際のサービス内容を職員におたずねいただきお客様の目的にあった商品をお選びください。

サービス業務

キャッシュカードサービス

■ 信用金庫や銀行、ゆうちょ銀行で

当金庫全店のATMで、キャッシュカードによる引き出しやご入金などがご利用になれるほか、全国の信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、労働金庫など「全国キャッシュカードサービス(MICS)」マークのある金融機関およびゆうちょ銀行の自動機をご利用になれます。

しんきんのキャッシュカードがあれば、全国のしんきんATMでも、平日の日中のご利用手数料が無料です。

MICS加盟の全国の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合等の自動機で振込や、第二地方銀行、信用組合、労働金庫のキャッシュカードによる入金もできます。

■ セブン-イレブンで

当金庫のキャッシュカードは、セブン銀行との提携により、セブン-イレブンのATMでもご利用になれます。

●サービス内容

お引き出し、ご入金、残高照会

●ご利用可能時間

平日 7:00～23:00／土曜 7:00～22:00／日・祝日 8:00～22:00

●ご利用手数料

全日かつ終日、入出金取引とも1件につき110円(含 消費税)

■ 高速道路で

九州自動車道の次のサービスエリアに設置されているATMもご利用になれます。

●古賀サービスエリア(上り線)

●ご利用可能時間

平日 8:00～21:00／土・日・祝日 9:00～21:00

保険の窓口販売

お客様のライフプランにあわせた商品をラインナップに取り揃えております。

2020年6月現在

保険種類	保険商品名
終身保険	しんきんらいふ終身MY 外貨建エブリバディプラス (5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険 指定通貨建) しんきんの終身保険 一生のお守り
傷害保険	しんきんの傷害保険 (標準傷害保険 基本プラン・標準傷害保険 キッズプラン)
住宅ローン関連の 長期火災保険	しんきんグッドすまいる (金融機関向け個人用火災総合保険)
住宅ローン完済 専用の火災保険	安心あっとホーム
債務返済 支援保険	しんきんグッドサポート (債務返済支援特約付帶団体長期障害所得補償保険)
医療保険	しんきんの医療保険 アフラック ちゃんと応える医療保険 EVER アフラック 給与サポート保険 新・健康のお守り 新・健康のお守り ハート
がん保険	しんきんのがん保険 アフラック 生きるためのがん保険 Days1
ペット保険	どうぶつ健保 ふあみりい

スポーツ振興くじ(toto・BIG)の払戻しサービス

スポーツを通じた地域貢献の一環として、スポーツ振興くじtoto・BIGの払戻業務のお取り扱いをしています。

貸金庫

預金証書、権利証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。本店の貸金庫は、土・日・祝日(正月三が日を除く)もご利用できます。

夜間金庫

お店の売上金などを当金庫の営業時間終了後、その日のうちに預かりし、翌営業日に自動的にご指定口座にご入金いたします。

でんさい

手形の代替や売掛債権の流動化を図り、安全・簡易・迅速に支払や譲渡等を行うことができます。

デビットカードサービス

お手持ちのキャッシュカードでお買物代金の支払いができます。(J-デビット)

また、ローソンの店舗でのお支払いにも当金庫のキャッシュカードがご利用になれます。

(ローソンデビット)



法人インターネットバンキング

インターネットを使い、残高照会や振込などがご利用になれます。

個人インターネットバンキング

スマートフォンで残高照会や振込などがご利用になれます。

しんきんバンキングアプリサービス

スマートフォンアプリで口座残高や入出金明細を確認することができます。



ペイジー

公共料金や携帯電話料金、自動車税・国民年金保険料等のお支払いが、請求書や納付書と現金を窓口にお持ちいただかなくても、インターネットバンキングから支払うことができます。



税務相談

毎月18日、本店のお客さまなんでも相談室「親近館」で、税理士が税務に関するご相談を承っております。

内国為替サービス、クレジットカード (キャッシングサービス)など

Fukuoka Shinkin REPORT

2019年度における事業の概況

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部検査の有効性を確認しております。

令和2年6月26日

福岡信用金庫

理事長 安部文仁

監査報告書

2019年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

福岡信用金庫
理事会御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊加井 真弓
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永里剛

〈計算書類等監査〉

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第96期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、「これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懇誠心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること。又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

〈剰余金処分案に対する意見〉

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第96期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監査の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監査の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係
金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

①事業の方針

2019年度は、『福岡しんきんクオリティアップ3ヶ年計画』の2年度目あたり、当金庫の独自性・特性を發揮しながら、「存在感・信頼度・好感度・一体感」を一層高めることを重点戦略に掲げ、収益性の改善に向け、積極的な営業活動に取り組んでまいりました。

なお、当金庫は理事並びに職員の職務の執行が法令及び定款に適合した適正なものとなるように、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づいて「内部統制基本方針」を定めております。この基本方針のもとに「統合的リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、2019年度においても、理事会、常務理事会、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などを定期的に開催し、適正な業務の執行に努めております。

②金融経済環境

2019年度の我が国経済は、海外経済の減速を背景に輸出が弱含んで推移する中、個人消費の持ち直しや増加基調の設備投資などの内需が下支えし、緩やかな回復が続いていましたが、年度終盤からは我が国を含む世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の抑制等から景気が大幅に下押しされ、先行きに対する懸念が深刻化しております。

金融面では、我々地域金融機関においては、一連の金融緩和政策により市場金利が依然として低水準で推移する中、貸出し金利や有価証券利回りも低下傾向にあって利ざやが縮小するなど、収益性の悪化が深刻化しておりますが、更に、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制限が中小企業等に与える影響も懸念されております。

また、地域銀行の経営統合やフィンテック活用の進展、ゆうちょ銀行の預入限度額の再引き上げなど金融機関を取り巻く環境変化は著しいものとなっております。

③実績

当金庫の2019年度の業績については、貸出金は、渉外活動の活性化によるお客様ニーズの的確な把握や新規事業所開拓への積極的な取組みなどにより、中小企業向け融資の拡大に努めてまいりました。その結果、2019年度末の貸出金残高は756億円（前期比61億円、8.82%増加）、期中平均残高は707億円（前期比12億円、1.78%増加）となりました。

預積金は、夏・冬のキャンペーン金利を付した「あじさい定期預金」、「冬のHOT定期預金」に加え、2020年2月に「ステップ定期預金」を発売するなど、個人預金の獲得に努めてまいりましたが、高金利の大口定期預金の金利引き下げに伴う流出や公金預金の減少などから、2019年度末の預積金残高は1,102億円（前期比10億円、0.93%減少）、期中平均残高は1,154億円（前期比47億円、3.95%減少）となりました。

収益面においては、有価証券運用関係収益の増加や役務損益の改善などはあつたものの、貸出金利回りの低下による貸出金利の減少や店舗の移転・改修関係経費の増加に加え、貸出金償却や貸倒引当金等の信用コストの増加などから、2019年度の当期純利益は前期比109百万円減益の146百万円となりましたが、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は、7.49%と国内基準4.00%を大きく上回っております。

なお、店舗運営において、地域における再開発事業へ協力するため、2020年2月に唐人町支店を移転し、西新支店内の店舗内店舗として営業を継続することとしました。

④事業の展望及び当金庫が対処すべき課題

2020年度の我が国の経済見通しについては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、その影響が内外経済をさらに下振れさせるリスクが大きくなっていることなどから、日本経済は厳しい状況が続くことが懸念されます。

こうした中、当金庫において、2020年度は、『しんきんクオリティアップ3ヶ年計画』の最終年度にあたり、当金庫の独自性・特性を發揮しながら、お客様や地域の成長・発展等に資する取組みをより一層推進していくことにより、地域社会における当金庫の存在意義を益々高め、地域社会の皆さまのお役に立ち、必要とされる金融機関であり続けたいと考えております。

福岡市は、九州の中核管理機能都市として益々の発展と活況が期待されております。そのような中で、福岡市に本店を置く唯一の信用金庫として、創業以来の経営の基本方針である「地域社会に奉仕し、その繁栄に貢献する」ことを目標に、地域に根差した営業活動を積極的に展開し、地域になくてはならない信用金庫であり続けるよう役職員一同全力を尽くしてまいります。

主要な経営指標の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益(千円)	2,338,347	2,287,337	2,313,092	2,373,689	2,217,606
経常利益(〃)	313,727	258,522	179,065	301,841	83,266
業務純益(〃)	256,082	337,075	311,599	219,870	187,659
当期純利益(〃)	300,785	348,158	178,222	256,499	146,678
出資総額(百万円)	691	687	680	674	668
出資総口数(口)	1,383,946	1,375,992	1,361,752	1,349,160	1,336,192
純資産額(百万円)	6,797	6,795	6,789	7,204	7,067
総資産額(〃)	127,376	124,640	122,471	121,305	119,986
預積金残高(〃)	118,653	116,178	113,899	111,240	110,201
貸出金残高(〃)	62,599	67,513	70,009	69,535	75,667
有価証券残高(〃)	23,424	19,644	15,292	19,242	20,449
単体自己資本比率(%)	9.57	8.97	8.35	8.18	7.49
出資に対する配当金(出資一口当たり)(円)	19	19	19	19	19
職員数(人)	141	151	155	151	152

(注)残高計数は期末現在。総資産額は債務保証見返額を含んでおります。

「業務純益」とは金融機関の基本的な業務に係る利益を表しております。

「単体自己資本比率」は信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

貸借対照表

資産の部

単位：千円

科 目	2018年度	2019年度
(資産の部)		
現 金	2,946,867	3,021,494
預 け 金	22,558,757	13,863,002
金 銭 の 信 託		
有 価 証 券	19,242,952	20,449,483
国 債	3,610,326	3,273,995
地 方 債	3,200,195	2,806,897
短 期 社 債		
社 債	5,234,395	6,411,834
株 式	296,375	312,805
そ の 他 の 証 券	6,901,659	7,643,950
貸 出 金	69,535,515	75,667,705
割 引 手 形	782,225	782,547
手 形 貸 付	3,532,363	5,541,852
証 書 貸 付	63,150,491	67,429,938
当 座 貸 越	2,070,434	1,913,367
そ の 他 資 産	731,532	712,114
未 決 済 為 替 貸	47,773	26,105
しんきん中金出資金	558,100	558,100
前 払 費 用	8,299	6,859
未 収 収 益	91,045	84,518
そ の 他 の 資 産	26,314	36,529
有 形 固 定 資 産	6,215,952	6,137,097
建 物	1,172,213	1,118,628
土 地	4,842,326	4,817,965
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	201,412	200,503
無 形 固 定 資 産	11,929	24,318
ソ フ ト ウ エ ア	7,650	20,039
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,279	4,279
繰 延 税 金 資 産		96,626
債 務 保 証 見 返	209,524	168,081
貸 倒 引 当 金	△147,135	△153,019
(うち個別貸倒引当金)	(△82,177)	(△80,646)
資 産 の 部 合 計	121,305,897	119,986,905

負債の部及び純資産の部

単位：千円

科 目	2018年度	2019年度
(負債の部)		
預 金 積 金	111,240,005	110,201,591
当 座 預 金	2,250,751	1,979,137
普 通 預 金	42,359,689	42,761,052
貯 蓄 預 金	17,612	16,128
通 知 預 金	159,270	204,885
定 期 預 金	61,239,163	59,589,963
定 期 積 金	4,852,715	4,749,215
そ の 他 の 預 金	360,803	901,210
借 用 金	992,500	887,500
借 入 金	992,500	887,500
そ の 他 負 債	352,586	377,292
未 決 済 為 替 債	47,781	54,432
未 払 費 用	70,547	70,907
給 付 梅 てん 債	2,588	2,683
未 払 法 人 税 等	1,768	1,768
前 受 収 益	47,098	81,036
払 戻 未 済 金	6,726	6,954
そ の 他 の 負 債	176,076	159,508
賞 与 引 当 金	30,830	33,055
退 職 給 付 引 当 金	136,512	146,590
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	72,270	43,830
そ の 他 の 引 当 金	18,942	28,372
繰 延 税 金 負 債	9,735	—
再評価に係る繰延税金負債	1,038,793	1,032,722
債 務 の 部 合 計	209,524	168,081
(純資産の部)	114,101,701	112,919,037
出 資 金	674,580	668,096
普 通 出 資 金	674,580	668,096
利 益 剰 余 金	3,675,116	3,810,493
利 益 準 備 金	717,681	717,681
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,957,435	3,092,811
特 別 積 立 金	2,670,000	2,900,000
当 期 未 剰 余 金	287,435	192,811
処 分 未 済 持 分	△8,358	△7,657
会 員 勘 定 合 計	4,341,338	4,470,932
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	290,248	39,939
土 地 再 評 価 差 額 金	2,572,609	2,556,997
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,862,857	2,596,936
純 資 産 の 部 合 計	7,204,196	7,067,868
負債及び純資産の部合計	121,305,897	119,986,905

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 35年～50年
そ の 他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内にお

ける利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し

必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は217百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額 1,650,650百万円

年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円

差引額 △131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月分）

0.0629%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び繰越不足金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金12百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額 2,860百万円

14. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,019百万円

15. 貸出金のうち、破綻先債権額は91百万円、延滞債権額は1,131百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,223百万円であります。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又是（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は782百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 現 金 1百万円

預 け 金（信金中央金庫定期預金） 940百万円

有価証券 2,116百万円

担保資産に対応する債務	定期預金	2,000百万円
	別段預金	533百万円
	借 用 金	887百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金（信金中央金庫定期預金）3,500百万円を、手形交換の担保としてその他の資産（保証金）3百万円を差し入れております。

21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日 平成10年3月31日
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「土地課税台帳に登録されている価額」をそのまま採用しております。

22. 出資1口当たりの純資産額 5,350円88銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動により不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱に関する諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらは与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による総合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、総合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、月次ベースで理事会に報告しております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、1,919百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金	3,021	3,021	-
②預け金	13,863	13,835	△27
③有価証券			
満期保有目的の債券	2,216	2,335	119
その他有価証券	18,186	18,186	-
④貸出金（＊1）	75,667		
貸倒引当金（＊2）	△153		
	75,514	75,450	△63
金融資産計	112,802	112,829	27
預金積金	110,201	110,220	18
金融負債計	110,201	110,220	18

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算定した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、仕組預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から27.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、下記の方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該債額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に想定される利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	46

（＊）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（＊1）	7,073	4,040	150	2,600
有価証券	950	5,554	7,272	4,343
満期保有目的の債券	200	1,000	1,000	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	750	4,554	6,272	4,343
貸出金（＊2）	17,030	20,554	15,457	19,994
合 計	25,053	30,148	22,879	26,937

（＊1）預け金のうち、流動性預け金等は「1年以内」に含めております。

（＊2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	104,735	5,300	85	79

（＊）預金積金のうち、要求払預金等は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」と「その他の証券」が含まれております。以下27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	2,016	2,136	119
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	-	-	-
小 計	2,016	2,136	119
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	200	199	△0
小 計	200	199	△0
合 計	2,216	2,335	119

その他有価証券

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	158	131	26
債 券	5,558	5,388	170
国 債	1,157	1,055	101
地 方 債	2,314	2,277	36
社 債	2,086	2,054	31
そ の 他	3,657	3,457	200
小 計	9,374	8,976	397
株 式	108	132	△23
債 券	4,917	5,013	△96
国 債	99	99	△0
地 方 債	492	499	△6
社 債	4,325	4,414	△89
そ の 他	3,786	4,008	△221
小 計	8,812	9,154	△341
合 計	18,186	18,131	55

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	322	19	12
債 券	2,143	8	1
国 債	203	2	-
地 方 債	1,537	4	1
社 債	402	2	-
そ の 他	1,546	101	0
合 計	4,012	130	14

27. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なもの）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当該事業年度における減損処理額は33百万円（うち、その他33百万円）であります。

また、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価と比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,940百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,109百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（一年又は二年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それ以下とのとおりであります。

緑延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額(個別)	66 百万円
貸倒引当金繰入限度超過額(一般)	-
減価償却超過額	23
役員退職慰労引当金	12
貸出金未収利息有税分	4
賞与引当金	9
退職給付引当金	41
緑越欠損金	199
その他	26
緑延税金資産 小計	383
評価性引当額	△271
緑延税金資産 合計	112
緑延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15
緑延税金負債 合計	△15
緑延税金資産の純額	96

損益計算書

単位：千円

科 目	2018年度	2019年度
経 常 収 益	2,373,689	2,217,606
資 金 運 用 収 益	1,844,910	1,821,127
貸 出 金 利 息	1,579,279	1,487,279
預 け 金 利 息	61,852	33,591
有 価 証 券 利 息 配 当 金	190,035	286,514
その他の受 入 利 息	13,743	13,742
役 務 取 引 等 収 益	268,681	299,280
受 入 為 替 手 数 料	74,747	71,753
その他の役 務 収 益	193,934	227,527
そ の 他 業 務 収 益	63,967	66,819
国 債 等 債 券 売 却 益	38,853	59,316
国 債 等 債 券 償 戻 益	—	—
その他の業 務 収 益	25,114	7,502
そ の 他 経 常 収 益	196,129	30,378
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	126,560	—
償 却 債 権 取 立 益	41,550	1,516
その他の經 常 収 益	28,018	28,862
経 常 費 用	2,071,848	2,134,340
資 金 調 達 費 用	51,491	43,417
預 金 利 息	48,304	39,681
給 付 補 てん 備 金 繰 入 額	1,430	1,465
借 用 金 利 息	1,755	2,270
役 務 取 引 等 費 用	331,627	316,833
支 払 為 替 手 数 料	18,339	18,641
その他の役 務 費 用	313,287	298,192
そ の 他 業 務 費 用	12,143	35,645
国 債 等 債 券 売 却 損	5,777	2,058
国 債 等 債 券 償 戻 損	6,140	—
国 債 等 債 券 償 却	—	33,351
その他の業 務 費 用	225	235
経 費	1,595,208	1,614,912
人 件 費	981,672	970,530
物 件 費	510,413	530,906
税 金	103,123	113,475
そ の 他 経 常 費 用	81,378	123,529
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	23,382
貸 出 金 償 却	48,299	52,817
株 式 等 売 却 損	—	12,252
株 式 等 償 却	—	—
そ の 他 資 産 償 却	1	—
その他の經 常 費 用	33,077	35,078
経 常 利 益	301,841	83,266
特 別 利 益	—	55,639
固 定 資 産 処 分 益	—	55,639
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	3	2,079
動 産 不 動 産 処 分 損	—	—
固 定 資 産 処 分 損	3	2,079
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	301,838	136,826
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	2,383	5,238
法 人 税 等 調 整 額	42,955	△15,090
法 人 税 等 合 計	45,338	△9,852
当 期 純 利 益	256,499	146,678
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	30,935	30,520
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	15,611
当 期 未 処 分 剰 余 金	287,435	192,811

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額109円31銭

剰余金処分計算書

単位：千円

科 目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	287,435	192,811
繰越金(当期首残高)	30,935	30,520
土地再評価差額金取崩額	—	15,611
当 期 純 利 益	256,499	146,678
特別積立金取崩額	—	—
剰 余 金 処 分 額	256,914	166,573
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	26,914	26,573
役 員 賞 与 金	—	—
特 別 積 立 金	230,000	140,000
繰越金(当期末残高)	30,520	26,238
(出資配当率)	(年4.0%)	(年4.0%)

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

業務粗利益

単位：千円

項 目	2018年度	2019年度
資金運用収支	1,793,419	1,777,710
資金運用収益	1,844,910	1,821,127
資金調達費用	51,491	43,417
役務取引等収支	△62,945	△17,553
役務取引等収益	268,681	299,280
役務取引等費用	331,627	316,833
その他業務収支	51,824	31,173
その他業務収益	63,967	66,819
その他業務費用	12,143	35,645
業 務 粗 利 益	1,782,298	1,791,330
業務粗利益率 (%)	1.48	1.54

(注1)資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

(注2)業務粗利益率は業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定計平均残高で除した利益率です。

業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用勘定＝貸出金・預け金・有価証券のことです。

業務純益

単位：千円

業 功 純 益	2018年度	2019年度
実質業務純益	—	187,659
コア業務純益	—	195,074
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	—	171,168
	—	119,620

(注1)「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(2019年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。

(注2)業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、臨時の経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金総額が全体として総額超過の場合、一般貸倒引当金総額(または取崩額)を含みます。

(注3)実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金総額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金総額の影響を除いたものです。

(注4)コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定の平均残高等

単位：平均残高：百万円、利息：千円、利回り：%

	2018年度			2019年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	120,262	1,844,910	1.53	115,654	1,821,127	1.57
うち貸出金	69,466	1,579,279	2.27	70,702	1,487,279	2.10
うち預け金	33,458	61,852	0.18	23,933	33,591	0.14
うち有価証券	16,779	190,035	1.13	20,460	286,514	1.40
資金調達勘定	120,967	51,491	0.04	116,424	43,417	0.03
うち預金積金	120,231	49,735	0.04	115,478	41,146	0.03
うち借用金	735	1,755	0.23	946	2,270	0.24

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭信託等運用見合額の平均残高および利息をそれぞれ控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

単位：千円

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△14,033	79,756	65,723	△78,627	54,844	△23,782
うち貸出金	24,948	60,272	85,220	28,950	△120,951	△92,000
うち預け金	△2,472	△8,088	△10,560	△15,240	△13,020	△28,260
うち有価証券	△9,823	885	△8,937	46,514	49,964	96,479
支 払 利 息	△420	△15,301	△15,722	△1,711	△6,361	△8,073
うち預金積金	△774	△16,648	△17,423	△2,102	△6,486	△8,588
うち借用金	1,695	5	1,700	507	7	514

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

役務取引の状況

単位：千円

	2018年度	2019年度
役務取引等収益	268,681	299,280
受入為替手数料	74,747	71,753
その他の受入手数料	193,934	227,527
役務取引等費用	331,627	316,833
支払為替手数料	18,339	18,641
その他の支払手数料	1,116	1,605
その他の役務取引等費用	312,170	296,587

その他業務利益の内訳

単位：千円

	2018年度	2019年度
その他業務収益	63,967	66,819
国債等債券売却益	38,853	59,316
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	25,114	7,502
その他業務費用	12,143	35,645
国債等債券売却損	5,777	2,058
国債等債券償還損	6,140	—
国債等債券償却	—	33,351
その他の業務費用	225	235
その他業務利益	51,824	31,173

経費の内訳

単位：千円

	2018年度	2019年度
人件費	981,672	970,530
報酬給料手当	768,443	768,359
退職給付費用	96,887	83,613
その他	116,341	118,557
物件費	510,413	530,906
事務費	239,899	239,834
固定資産費	55,024	77,031
事業費	41,314	44,504
人事厚生費	8,478	9,514
有形固定資産償却	122,222	117,241
無形固定資産償却	1,789	2,835
その他	41,684	39,946
税金	103,123	113,475
合計	1,595,208	1,614,912

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額（百万円）
対象役員に対する報酬等	82

(注1) 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）

(注2) 上記の内訳は、「基本報酬」71百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金部分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注3) 2019年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

単位：百万円

種類	2018年度 貸借対照表計上額	2018年度		2019年度		2019年度 貸借対照表計上額	
		時価	差額	時価	差額		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,018	2,175	156	2,016	2,136	119
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	2,018	2,175	156	2,016	2,136	119
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	200	199	△0	200	199	△0
	小計	200	199	△0	200	199	△0
合計		2,218	2,374	156	2,216	2,335	119

(注1)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注2)上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

単位：百万円

種類	2018年度 貸借対照表計上額	2018年度		2019年度		2019年度 貸借対照表計上額	
		取得原価	差額	取得原価	差額		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	183	143	39	158	131	26
	債券	9,417	9,177	240	5,558	5,388	170
	国債	1,591	1,466	125	1,157	1,055	101
	地方債	3,100	3,058	41	2,314	2,277	36
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,725	4,652	73	2,086	2,054	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	4,584	4,373	210	3,657	3,457	200
	小計	14,185	13,694	490	9,374	8,976	397
	株式	66	67	△0	108	132	△23
	債券	608	611	△2	4,917	5,013	△96
	国債	—	—	—	99	99	△0
	地方債	100	100	△0	492	499	△6
合計		16,978	16,575	403	18,186	18,131	55

(注1)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注2)上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

単位：百万円

	2018年度	2019年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	45	46

金銭の信託の時価等情報

該当ございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）

該当ございません。

総資産利益率

単位：%

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.23	0.06
総資産当期利益率	0.19	0.11

(注)総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘

単位：%

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.53	1.57
資金調達原価率	1.33	1.40
総資金利鞘	0.20	0.16

常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高

単位：百万円

	2018年度	2019年度
預金	708	697
貸出金	442	478

一店舗当たり預金・貸出金残高

単位：百万円

	2018年度	2019年度
預金	7,416	7,346
貸出金	4,635	5,044

預貸率・預証率

単位：%

	2018年度	2019年度
預貸率	期末	62.50
	期中平均	57.77
預証率	期末	17.29
	期中平均	13.95
		68.66
		61.22
		18.55
		17.71

預金積金及び譲渡性預金平均残高

単位：百万円

	2018年度	2019年度
流動性預金	40,410	42,918
うち有利息預金	29,794	32,037
定期性預金	79,548	72,280
うち固定金利定期預金	74,844	67,580
うち変動金利定期預金	0	0
その他の	272	279
計	120,231	115,478
譲渡性預金	—	—
合計	120,231	115,478

(注1) 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

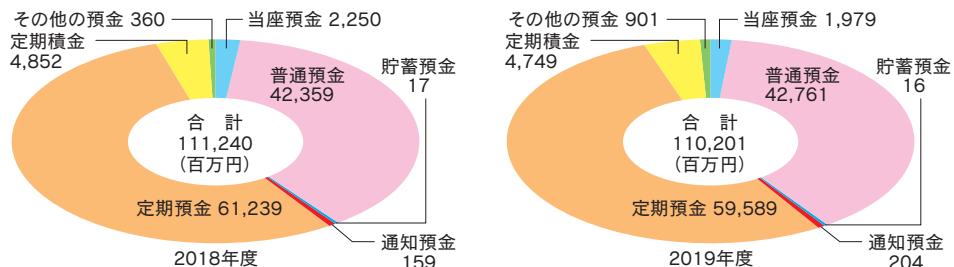
(注2) 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(注3) 国内業務部門と国際業務部門の区別はありません。

預金科目別残高

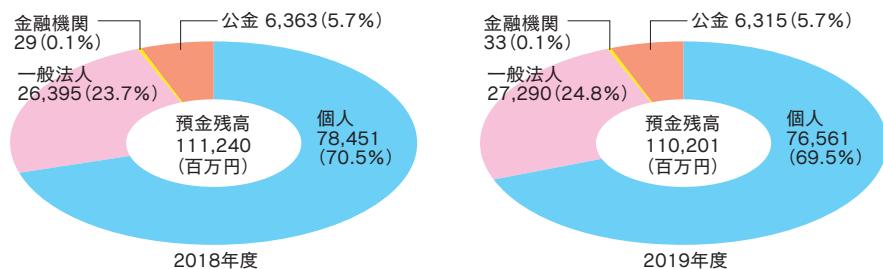


定期預金残高

単位：百万円

定期預金	2018年度	2019年度
固定金利定期預金	61,239	59,589
変動金利定期預金	61,239	59,589
その他	—	—

預金者別預金残高

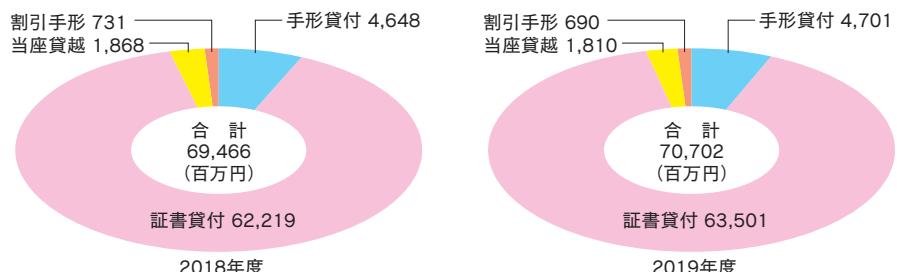


財形貯蓄残高

単位：百万円

年次	計	2018年度	2019年度
一般財形	67	67	70
住宅財形	8	8	8
年金財形	7	7	8
合計	83	83	87

貸出金平均残高



貸出金残高

単位：百万円

年次	計	2018年度	2019年度
変動定期金利	38,340	38,340	41,791
固定定期金利	31,195	31,195	33,876
貸出金	69,535	69,535	75,667

貸出金業種別内訳

単位：百万円、%

	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,395	3.4	2,429	3.2
農業、林業	39	0.1	39	0.1
漁業	2	0.0	2	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	53	0.1	54	0.1
建設業	6,641	9.6	7,069	9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	312	0.4	327	0.4
情報通信業	380	0.5	446	0.6
運輸業、郵便業	728	1.0	680	0.9
卸売業、小売業	5,721	8.2	6,235	8.2
金融業、保険業	2,481	3.6	2,504	3.3
不動産業	26,687	38.4	30,974	40.9
物品賃貸業	295	0.4	332	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	2,457	3.5	2,616	3.5
宿泊業	178	0.3	157	0.2
飲食業	2,727	3.9	2,782	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	2,077	3.0	2,164	2.9
教育、学習支援業	116	0.2	101	0.1
医療、福祉	2,140	3.1	2,154	2.8
その他のサービス	2,763	4.0	2,802	3.7
小計	58,209	83.7	63,883	84.4
国・地方公共団体等	1,195	1.7	1,127	1.5
個人	10,131	14.6	10,657	14.1
合計	69,535	100.0	75,667	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別内訳

単位：百万円、%

	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	38,154	54.9	41,491	54.8
運転資金	31,380	45.1	34,175	45.2
合計	69,535	100.0	75,667	100.0

貸出金担保別内訳

単位：百万円

	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当金庫預金積金	747		651	
有価証券	—		—	
動産	—		—	
不動産	24,543		26,175	
その他	—		—	
小計	25,290		26,827	
信用保証協会・信用保険	15,177		17,382	
保証	7,837		7,973	
信用	21,229		23,484	
合計	69,535		75,667	

債務保証見返担保別内訳

単位：百万円

	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当金庫預金積金	—		—	
有価証券	—		—	
動産	—		—	
不動産	127		80	
その他	—		—	
小計	127		80	
信用保証協会・信用保険	—		—	
保証	0		0	
信用	81		87	
合計	209		168	

消費者ローン・住宅ローン残高

単位：百万円

	2018年度	2019年度
消費者ローン(カードローン含む)	4,730	4,308
住宅ローン	8,275	9,239

保有有価証券残高

①商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

②有価証券の残存期間別残高

○2018年度

単位：百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	400	—	1,000	1,000	1,000	—	—	3,400
地 方 債	—	299	731	640	579	909	—	3,159
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	100	700	700	1,506	649	1,500	—	5,155
株 式	—	—	—	—	—	—	296	296
外 国 証 券	—	400	1,200	200	500	700	405	3,405
その他の証券	—	198	218	760	824	104	1,374	3,480
合 計	500	1,597	3,849	4,106	3,552	3,214	2,076	18,897

○2019年度

単位：百万円

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	1,000	1,500	500	100	—	3,100
地 方 債	50	307	178	320	578	1,343	—	2,777
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	700	300	1,500	311	1,452	2,200	—	6,463
株 式	—	—	—	—	—	—	312	312
外 国 証 券	200	700	1,100	200	900	700	247	4,047
その他の証券	—	101	366	714	796	—	1,673	3,653
合 計	950	1,408	4,145	3,045	4,227	4,343	2,233	20,354

③有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

単位：百万円

	2018年度	2019年度
国 債	3,604	3,541
地 方 債	2,808	3,093
短 期 社 債	—	—
社 債	4,964	5,916
株 式	238	280
外 国 証 券	2,117	4,111
そ の 他 の 証 券	3,044	3,517
合 計	16,779	20,460

貸出金償却額

単位：千円

	2018年度	2019年度
貸 出 金 償 却 額	48,299	52,817

リスク管理債権

単位：百万円、%

	2018年度	2019年度 (A)	保全状況		
			担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	89	91	89	2	100.00
延滞債権	1,404	1,131	990	78	94.42
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
合計	1,494	1,223	1,079	80	94.84
貸出金	69,535	75,667			
貸出金に占める比率	2.15	1.62			

(注) 貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記入しており、貸借対照表の残高より少くなっています。

〔用語の説明〕

破綻先債権：元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立があつた債務者
- ②破産法の規定による破産手続開始の申立があつた債務者
- ③民事再生法の規定による民事再生手続の開始の申立があつた債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立があつた債務者
- ⑤手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者

延滞債権：未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3カ月以上延滞債権：元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権：債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法開示債権額

単位：百万円、%

	2018年度	2019年度 (a)	保全額 (b)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a)-(c))
			担保・保証 (c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	528	552	492	60	100.00	100.00
危険債権	966	670	587	19	90.58	23.95
要管理債権	—	—	—	—	—	—
小計	1,494	1,223	1,079	80	94.84	56.09
正常債権	68,300	74,654				
合計	69,795	75,878				

(注1)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下金融再生法）に基づく、資産査定の結果についても開示しております。

リスク管理債権の対象債権は貸出金ですが、金融再生法による開示では、貸出金以外の債権も対象とされています。従ってその対象債権の範囲の差異を除くと、ほぼ同一の債権を表しております。

(注2)貸倒引当金には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

〔用語の説明〕

破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権：「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当するものをいいます。

正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

公共債引受額・窓販実績

単位：百万円

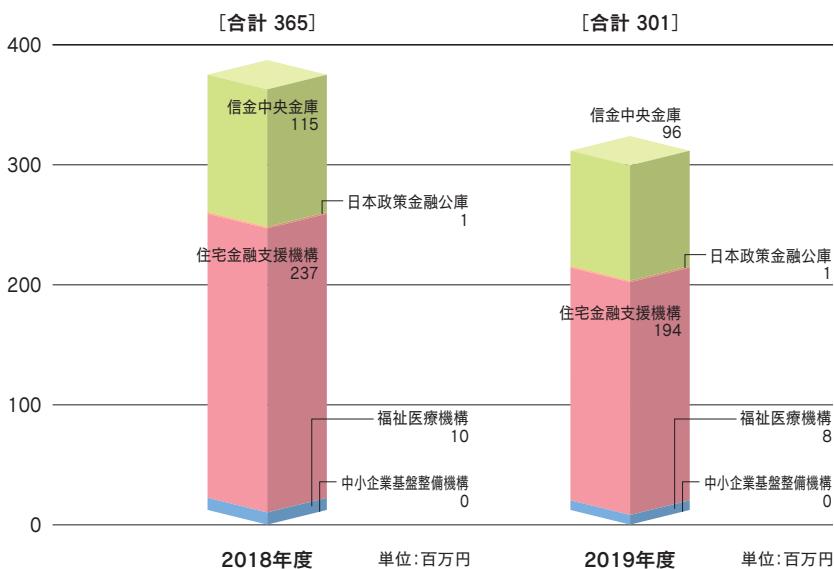
		2018年度	2019年度
公共債引受額	国 債	—	—
	地 方 債	500	398
	政 府 保 証 債	21	8
合 計		521	406
公共債窓販実績		13	1

内国為替取扱実績

単位：百万円

		2018年度	2019年度
送金・振込	仕向為替	84,921	83,230
	被仕向為替	90,017	83,321
代金取立	仕向為替	3,493	3,238
	被仕向為替	16,921	15,713
合計		195,352	185,502

代理貸付残高



主な手数料一覧

※消費税を含んでおります。

(2020年6月30日現在)

単位：円

■ATM利用振込手数料

	しんきんのキャッシュカード		現 金	
	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
他行・他金庫宛	330	550	440	660
当金庫内	110	110	110	220

■ATM利用手数料 (お引き出し手数料)

	ご利用時間	当金庫カード(注1)	他金庫カード	他行カード	ゆうちょカード
平 日	8:45~18:00	無料	無料	110	110
	18:00~19:00	110(注1)	110	220	220
土曜日	8:45~ 9:00	無料	110	220	—(注2)
	9:00~14:00	無料	無料	220	110
	14:00~17:00	110(注1)	110	220	220
日曜日・祝・休日	9:00~17:00	110(注1)	110	220	220

(注1)会員の方は無料

(注2)ゆうちょカードでのご利用開始時間は、平日は午前8時45分、土曜日は午前9時からです。

■保管業務関係手数料

単位：円

種 類	单 位	金 額
夜間金庫利用手数料	月 領	2,200
入金帳発行手数料	1 冊	2,200(会員1,650)
貸金庫手数料	標準型 年 間	6,600
	A型 年 間	9,900
	B型 年 間	13,200
	C型 年 間	26,400

単体における事業年度の開示事項

単位：百万円

(1)自己資本の構成に関する事項

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,314	4,444
うち、出資金及び資本剰余金の額	674	668
うち、利益剰余金の額	3,675	3,810
うち、外部流出予定期(△)	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	△8	△7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	72
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	64	72
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
通格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	812	646
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5,191	5,162
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	24
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	24
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	11	24
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	5,180	5,138
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	59,939	65,155
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,242	2,224
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,368	△1,365
うち、上記以外に該当するものの額	3,611	3,589
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,336	3,427
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	63,276	68,582
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.18%	7.49%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2)自己資本の充実度に関する事項

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※1	59,939	2,397	65,155	2,606
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	56,128	2,245	61,119	2,444
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	20	0	30	1
我が国の政府関係機関向け	190	7	190	7
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,740	149	3,508	140
法人等向け	14,256	570	18,208	728
中小企業等向け及び個人向け	12,302	492	12,872	514
抵当権付住宅ローン	2,039	81	2,013	80
不動産取得等事業向け	9,413	376	11,399	455
3カ月以上延滞等	172	6	148	5
取立て未済手形	9	0	5	0
信用保証協会等による保証付	779	31	914	36
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等 等	947	37	981	39
出資等のエクスポージャー	947	37	981	39
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,255	490	10,787	431
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,275	91	2,275	91
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	851	34	832	33
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	9,129	365	7,679	307
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化 S T C 要件適用分	—	—	—	—
証券化 非 S T C 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,372	54	1,654	66
ルック・スル一方式	1,372	54	1,654	66
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,611	144	3,589	143
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,368	△54	△1,365	△54
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	4	0	4	0
⑦中央清算機関連エクスポージャー	—	—	—	—
口.オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,336	133	3,427	137
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	63,276	2,531	68,582	2,743

(注1)所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

(注2)「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

(注3)「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注4)当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しております。

$$\begin{array}{c} \text{〈オペレーションル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉} \\ \text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\% \\ \hline \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \end{array}$$

(注5)単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポートージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別及び残存期間別〉

単位：百万円

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポートージャー区分	信用リスクエクスポートージャー期末残高								3カ月以上 延滞エクスポートージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債券		デリバティブ取引		債券		デリバティブ取引		
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	内	111,071	109,134	69,795	75,878	11,829	12,442	—	—	168	199
国 外	外	3,013	3,813	—	—	3,013	3,813	—	—	—	—
地 域 別 合 計		114,084	112,947	69,795	75,878	14,842	16,256	—	—	168	199
製 造 業		2,868	3,109	2,403	2,435	400	601	—	—	0	4
農 業 、 林 業		39	40	39	40	—	—	—	—	—	—
漁 業		2	2	2	2	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		53	54	53	54	—	—	—	—	—	—
建 設 業		6,944	7,369	6,743	7,142	200	200	—	—	111	118
電気・ガス・熱供給・水道業		810	1,326	312	327	498	998	—	—	—	—
情 報 通 信 業		1,095	1,369	381	446	714	912	—	—	0	—
運 輸 業 、 郵 便 業		1,783	1,829	812	761	902	1,002	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業		6,031	6,544	5,731	6,234	300	300	—	—	19	40
金 融 業 、 保 険 業		29,214	21,068	2,482	2,505	4,114	4,614	—	—	—	—
不 動 産 業		27,653	32,101	26,701	30,986	200	400	—	—	15	12
物 品 賃 貸 業		295	332	295	332	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		2,459	2,618	2,459	2,618	—	—	—	—	—	9
宿 泊 業		178	157	178	157	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		2,729	2,784	2,729	2,784	—	—	—	—	4	0
生活関連サービス業、娯楽業		2,078	2,165	2,078	2,165	—	—	—	—	0	6
教 育 、 学 習 支 援 業		120	105	120	105	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		2,140	2,154	2,140	2,154	—	—	—	—	8	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,786	3,008	2,770	2,808	—	200	—	—	0	0
国・地方公共団体等		8,707	8,154	1,196	1,128	7,510	7,026	—	—	—	—
個 人		10,153	10,676	10,153	10,676	—	—	—	—	7	6
そ の 他		5,936	5,974	7	12	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		114,084	112,947	69,795	75,878	14,842	16,256	—	—	168	199
1 年 以 下		17,285	17,704	9,157	12,745	568	1,005	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		7,889	10,500	6,346	5,008	1,542	1,447	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		9,006	9,295	5,220	5,373	3,786	3,921	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		7,433	6,728	4,043	4,327	3,389	2,401	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		13,873	15,635	10,622	11,863	2,950	3,621	—	—	—	—
10 年 超		40,500	42,831	34,192	36,370	2,604	3,858	—	—	—	—
期間の定めのないもの		18,095	10,252	212	188	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		114,084	112,947	69,795	75,878	14,842	16,256	—	—	168	199

(注1) オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

(注2) 「3カ月以上延滞エクスポートージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートージャーのことです。

(注3) 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポートージャーです。

(注4) CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートージャーは含まれておりません。

(注5) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

	期 別	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	184	64	—	184	64
	2019年度	64	72	—	64	72
個別貸倒引当金	2018年度	127	82	38	89	82
	2019年度	82	80	17	64	80
合 計	2018年度	312	147	38	273	147
	2019年度	147	153	17	129	153

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	35	7	7	34	35	—	—	7	7	34	0	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	54	28	28	23	3	—	51	29	28	23	20	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業	2	1	1	6	—	—	2	2	1	6	24	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	8	7	7	2	—	4	8	3	7	2	—	
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	
宿泊業	3	2	2	—	—	—	3	2	2	—	4	
飲食業	4	24	24	13	—	13	4	12	24	13	2	
生活関連サービス業、娯楽業	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	0	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	5	4	4	—	—	—	5	3	4	—	1	
その他のサービス	10	5	5	—	—	—	10	5	5	—	2	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	1	—	0	2	—	—	1	1	0	2	—	
合 計	127	82	82	80	38	17	89	64	82	80	48	
											52	

(注1)当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注2)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	20,586	—	12,570
10%	—	12,613	—	14,301
20%	500	18,204	1,402	16,816
35%	—	5,880	—	5,799
50%	2,816	299	3,815	299
75%	—	18,635	—	19,438
100%	100	34,159	200	38,024
150%	—	121	—	125
200%	—	—	—	—
250%	—	165	—	153
1250%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	114,084		112,947	

(注1)格付は適格格付期間が付与しているものに限ります。

(注2)エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しています。

(注3)コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央精算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

単位：百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	1,121	1,074	15,940	17,888	—	—	

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式	2018年度		2019年度	
	カレントエクスポート	方式	カレントエクスポート	方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及び グロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

単位：百万円

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
	15	15	15	15
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	15	15	15	15
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
(viii) ファンド等に含まれる派生商品取引に係る与信相当額	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	15	15	15	15

(注)「ファンド等」とは、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等です。具体的には証券投資信託、金銭の信託が含まれます。

(6) 証券化工エクスポート
に関する事項

該当ございません。

(7) 出資等エクスポートナーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,043	1,043	968	968
非上場株式等	0	0	0	0
区分	その他有価証券で時価のないものの等		貸借対照表計上額	
	2018年度	2019年度		
上場株式等	558	558		
非上場株式等	46	47		
合計	605	605		

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ございません。

ハ. 出資等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

	2018年度	2019年度
売却益	36	70
売却損	—	13
償却	—	33

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

単位：百万円

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポートナー	1,372	1,654
マンデート方式を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するクスポートナー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

単位：百万円

項目番号		IRRBB 1：金利リスク		△NII
		イ	ロ	
		△EVE	△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,919	1,946	—
2	下方パラレルシフト	—	—	1
3	ステイープ化	—	—	—
4	フラット化	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—
7	最大値	1,919	1,946	1
8	自己資本の額	5,138	5,191	—

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な開示事項～

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要是次のとおりです。

発行主体	福岡信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	668百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。なお、将来の自己資本の充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは毀損し、当金庫が損失を受けるリスクのことといいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部門、総合リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率に基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

(株)格付投資情報センター（R&I）、(株)日本格付研究所（JCR）
スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（S&P）
ムーディーズ・インベスターーズ・サービス（Moody's）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受けれる損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボージャーの種類を考慮し対応しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、主に市場リスクの適切な管理を行うことを目的として、派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、金利連動取引として金利スワップ取引があります。

派生商品取引には、市場リスクや信用リスクが内包されております。市場リスクに対しては、派生商品取引により受けけるリスクと保有する資産の市場リスクが相殺されるように管理しております。また、信用リスクに対しては、お客様との総与信取引と一体的に管理することによって与信判断を行っているため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。

また、有価証券関連取引にも、派生商品取引に於ける運用方針において定める運用枠内の取引に限定しております。さらに、取引にあっては「資金運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っております。

なお、長期決済期間取引は該当りません。

6. 証券化エクスボージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

7. オペレーションナル・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーションナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起すること

用語解説

リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産額。	ALM	ALM (Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。	適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
エクスボージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。	信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金・自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。
ソブリン	各の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券といいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。	市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。	派生商品取引	（=デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
不動産取得等事業者	（代表的な解釈としては）不動産の取得又は運用を目的とした事業者。	証券化エクスボージャー	金融機関が保有する有価証券や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
オペレーションナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人のリスクなどが含まれる。	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として金融機関が独自に定める。
基礎的手法	オペレーションナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値±8%。	金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、オペレーションナルリスクの各リスク・アセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。	△EVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものの、EVEは Economic Value of Equity の略。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、オペレーションナルリスクの各リスク・アセットの総額）。	△NII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの、NIIは Net Interest Income の略。
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。		
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。		

開示項目

本ディスクロージャー誌は
信用金庫法第89条で準用する
銀行法第21条(下記の開示項目一覧)に
基づいて作成しています。

金庫の概況及び組織に関する事項

(1)理事・監事の氏名及び役職名	3
(2)事業の組織	4
(3)金庫の主要な事業の内容	4

金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	23
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	24
①経常収益	24
②経常利益	24
③業務純益	24
④当期純利益	24
⑤出資総額及び出資総口数	24
⑥純資産額	24
⑦総資産額	24
⑧預金積金残高	24
⑨貸出金残高	24
⑩有価証券残高	24
⑪単体自己資本比率	24
⑫出資に対する配当金	24
⑬職員数	24
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益	28
・資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支	28・29
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平残・利息・利回り	28
・受取利息及び支払利息の増減	28
・総資産経常利益率	30
・総資産当期利益率	30
②預金に関する指標	31・32
③貸出金に関する指標	32～34
④有価証券に関する指標	34

金庫の事業の運営に関する事項

(1)法令等遵守の態勢	11
(2)個人情報の保護に関する体制	12
(3)リスク管理の体制	13
(4)当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	14～16

金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	24～28
(2)リスク管理債権の状況	35
(3)金融再生法開示債権の状況	35
(4)次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	
①有価証券	30
②金銭の信託	30
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)	30
(5)貸出金償却の額	34
(6)会計監査人の監査	23

その他開示項目

(1)基本方針	3
(2)沿革・あゆみ	5
(3)トピックス	6
(4)総代会制度・総代名簿・選考基準	7・8
(5)地域密着型金融推進計画	10
(6)社会貢献(当金庫と地域社会)	17・18
(7)営業のご案内(商品・サービス)	19～22
(8)その他業務利益の内訳	29
(9)経費の内訳	29
(10)報酬体系について	29
(11)常勤役職員1人当たり預金残高・貸出金残高	31
(12)1店舗当たり預金残高・貸出金残高	31
(13)預貸率・預証率	31
(14)預金者別預金残高	32
(15)財形貯蓄残高	32
(16)公共債引受け額・窓販実績	36
(17)内国為替取扱実績	36
(18)代理貸付残高	36
(19)店舗のご案内(ネットワーク)	45・46
(20)主な手数料	36

単体における事業年度の開示事項

(1)自己資本の構成に関する事項	37
(2)自己資本の充実度に関する事項	38
(3)信用リスクに関する事項	39・40
(4)信用リスク削減手法に関する事項	41
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	41
(6)証券化エクスポートジャーヤーに関する事項	41
(7)出資等エクスポートジャーヤーに関する事項	42
(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートジャーヤーに関する事項	42
(9)金利リスクに関する事項	42
当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な開示事項～	43

Fukuoka Shinkin NETWORK

2020年6月30日現在

1 本店

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6-8
☎751-4731 (ATM:平日、土、日、祝・休日稼動)
■ 貸金庫 ■ 夜間金庫



営業地区：福岡県一円

3 唐人町支店

〒814-0002 福岡市早良区西新5丁目2-3
(西新支店内)
☎751-2274 (ATM:平日稼動)

4 薬院支店

〒810-0022 福岡市中央区薬院4丁目1-1
☎531-0638 (ATM:平日稼動)

5 博多駅南支店

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4丁目10-18
☎431-3563 (ATM:平日稼動)
■ 貸金庫 ■ 夜間金庫

6 藤崎出張所

〒814-0011 福岡市早良区高取2丁目17-40
☎821-3031 (ATM:平日稼動)
■ 貸金庫 ■ 夜間金庫

7 馬出支店

〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目13-32
☎651-7036 (ATM:平日稼動)
■ 貸金庫 ■ 夜間金庫

8 博多北支店

〒812-0020 福岡市博多区対馬小路6-1
☎291-8741 (ATM:平日稼動)
■ 貸金庫 ■ 夜間金庫

9 六本松支店

〒810-0045 福岡市中央区草香江2丁目1-3
☎751-2372 (ATM:平日稼動)
夜間金庫

11 井尻支店

〒811-1311 福岡市南区横手2丁目35-6
☎591-1077 (ATM:平日稼動)
夜間金庫

12 香椎支店

〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2丁目4-21
☎681-5561 (ATM:平日稼動)
貸金庫 **夜間金庫**

13 姪浜支店

〒819-0002 福岡市西区姪の浜3丁目3-6
☎881-0631 (ATM:平日稼動)
貸金庫 **夜間金庫**

14 西新支店

〒814-0002 福岡市早良区西新5丁目2-3
☎821-7231 (ATM:平日稼動)
貸金庫 **夜間金庫**

15 中尾支店

〒811-1364 福岡市南区中尾3丁目42-1
☎561-6658 (ATM:平日稼動)
貸金庫 **夜間金庫**

16 七隈支店

〒814-0133 福岡市城南区七隈3丁目5-6
☎862-1411 (ATM:平日稼動)
貸金庫 **夜間金庫**

17 野芥支店

〒814-0171 福岡市早良区野芥4丁目45-3
☎863-8331 (ATM:平日稼動)
貸金庫 **夜間金庫**



各店舗のATM稼動時間

本店
 〈 平 日 〉 午前8:45～午後7:00
 〈 土 曜 日 〉 午前8:45～午後5:00
 〈 日・祝・休日 〉 午前9:00～午後5:00
 〈 平 日 〉 午前8:45～午後6:00

支店・出張所
店舗外ATM
 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎内1F
 〈 平 日 〉 午前9:00～午後5:00
 福岡市博多区下川端町3番1号
 福岡アンパンマンこどもミュージアム in モール内5F
 〈 平日・土・日・祝日 〉 午前10:00～午後6:00

セブン銀行との提携により、セブン-イレブンのATMもご利用になれます。

福岡アンパンマンこどもミュージアム in モール出張所



※ATMのご利用には、別途ミュージアム入場料が必要です。
※ミュージアムへの最終入場は17:00までとなっております。



福岡信用金庫本店



発 行 2020年7月 福岡信用金庫
〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目6番8号
天神ツインビル
TEL092-751-4731
<https://www.fukuoka-shinkin.co.jp>